

第161回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

会社支配に関する基本方針

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（ご参考）コーポレート・ガバナンスの状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

会計監査人の会計監査報告

日本フェルト株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

当社	本社：東京都北区 埼玉工場：埼玉県鴻巣市 栃木工場：栃木県大田原市
東山フエルト株式会社	本社：岩手県一関市
ニップ縫整株式会社	本社：埼玉県鴻巣市
台湾惠爾得股份有限公司	本社：台湾・桃園市
日惠得造紙器材（上海）貿易有限公司	本社：中華人民共和国・上海市

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	290,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	260,000
株式会社武蔵野銀行	170,000
株式会社三井住友銀行	80,000

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、台湾惠爾得股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
3. 監査役会は、報酬額等の金額について前期の監査実績、監査計画と実績の対比、新年度の監査計画における監査体制・監査従事者と監査計画時間および報酬額の見積りの相当性などに関して、監査役会が収集した情報を分析し、評価し同意をしております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

会社支配に関する基本方針

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、職務の執行が法令および定款に適合する体制を確保するため、現状の認識・整理等を行い、コンプライアンス体制の整備に努める。
- ② 取締役は、企業倫理委員会の定めた「企業行動指針」の遵守・徹底を率先垂範して実施する。
- ③ 取締役会は、コーポレート・ガバナンスを実効性あるものにするため、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会等の業務執行の意思決定および執行にあたっては、議事録、稟議書等を作成し、それに係る関連資料も含め保存するものとする。
- ② 取締役会議事録、常務会議事録、稟議書等の重要書類は、法令・社内規則に基づき保存年数を定める。
- ③ データベース化された情報は、「情報セキュリティポリシー」に基づき厳格な管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、常務会、その他重要会議等を通じ、取締役・従業員の情報の共有化を図り、リスクを分散・防止する体制を整える。
- ② リスク管理方針に基づきリスク情報の収集・報告体制を定め、リスクの状況に応じ、取締役を責任者とする横断的な危機管理チームを設け、リスクに対応する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ① 取締役会、常務会を通じ、経営の重要課題を機動的に審議するとともに、定時または随時開催する重要会議等を通じて効率的運用を図る。
- ② 経営目標等の達成を管理するため、経営トップによる進捗状況の確認とフィードバックを実施する。
- ③ 各部門の職務権限を明確にし、職務の執行が効率的に行われるための体制を整える。

- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、業務分掌の明確化および諸規定類を整備するとともに、構築された財務報告に係る内部統制システムを適切に運用、評価する体制を整える。
 - ⑤ 監査役および内部監査室は、業務部門の内部統制の整備運用状況に係る有効性評価・監査を実施し、取締役社長をはじめ、取締役会および監査役会に報告する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 企業倫理委員会の定めた「企業行動指針」を小冊子として配布するなど、従業員に周知徹底し、企業倫理意識向上を図り、定時開催の企業倫理委員会において決定した事項を周知徹底させる。
 - ② ヘルプライン制度に基づき、取締役社長、企業倫理委員会の委員および監査役に報告、対処の方法等の体制を定め、対策および再発防止処置を講じる。
- (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社との関係については、経営の自主性を尊重し、事業運営の報告と協議を定期的に重ねるとともに、法令等に基づき適切な連携を保つ。
 - ② 各子会社の代表は、当社取締役会、常務会にオブザーバーとして出席し、情報の共有化を図るとともに、必要に応じ意見を表明しうるものとする。また、子会社において重要な事項が発生した場合には取締役会において報告を行う。
 - ③ 当社は、各グループ会社と連携し、グループ全体のコンプライアンス体制を確保する。「リスク管理方針」および「企業行動指針」はグループ全体に適用され、諸規程は子会社で独自に制定しているものを除き、当社の規程を準用する。
 - ④ 当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を連結ベースで作成する。また、財務に関する信頼性確保のため、定期的の子会社の財務状況の適正性を検証する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人、その独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 内部監査室は、監査役の求めに応じその職務を補助しなければならない。また、内部監査室員の異動については監査役の同意を必要とする。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- ① 会社業務に係る重要な情報について、取締役は個別に、従業員は職制を通じ、監査役に報告しなければならない。報告を受けた各子会社の監査役は、必要に応じ当社の監査役に報告しなければならない。
- ② ヘルプラインへの通報およびその対処については、必要に応じ監査役に報告するとともに、指摘事項があれば適切に対処する。
- ③ 取締役および従業員は、業務に影響を及ぼす重大な違反が認められると判断した場合には、個別に監査役に報告できるものとする。
- ④ 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いを禁止する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会、常務会をはじめ社内の重要会議等に出席できるものとし、社内の重要情報を常時閲覧する権限を有する。
- ② 監査役は、監査法人および内部監査室との間で、効率的な監査を実施するため、必要に応じて、内部統制に関すること等の意見交換を行い、緊密な連携を図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- ① 「企業行動指針」に基づき、反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、不当な要求等は毅然とした態度で排除する。
- ② 反社会的勢力および団体の排除のため、引き続き、警察および関連団体などその他の外部機関と緊密に連携し、組織的に対応できる社内体制を整備し、その充実に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務執行については、法令、定款および企業行動指針に則って自ら率先垂範して行動し、コンプライアンス体制の整備・運用に努めております。また、取締役会、常務会を通じ、経営の重要課題を機動的に審議しております。

監査役は取締役会、常務会をはじめ社内の重要会議等への出席を通じて、その職務執行の実効性を確保するための体制を確認しております。また、監査法人および内部監査室と必要に応じて意見交換を行い、緊密な連携を図り、内部統制システムの有効性評価を行っております。

当社グループ全体における業務の適正を確保するため、各子会社の代表は、情報の共有化に努め、法令等に基づき適切な連携を行っております。各子会社の内部統制の整備・運用状況は、親会社である当社の監査役が確認するとともに、当社の会計監査人が定期的に監査を行い、改善に努めております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンスの状況

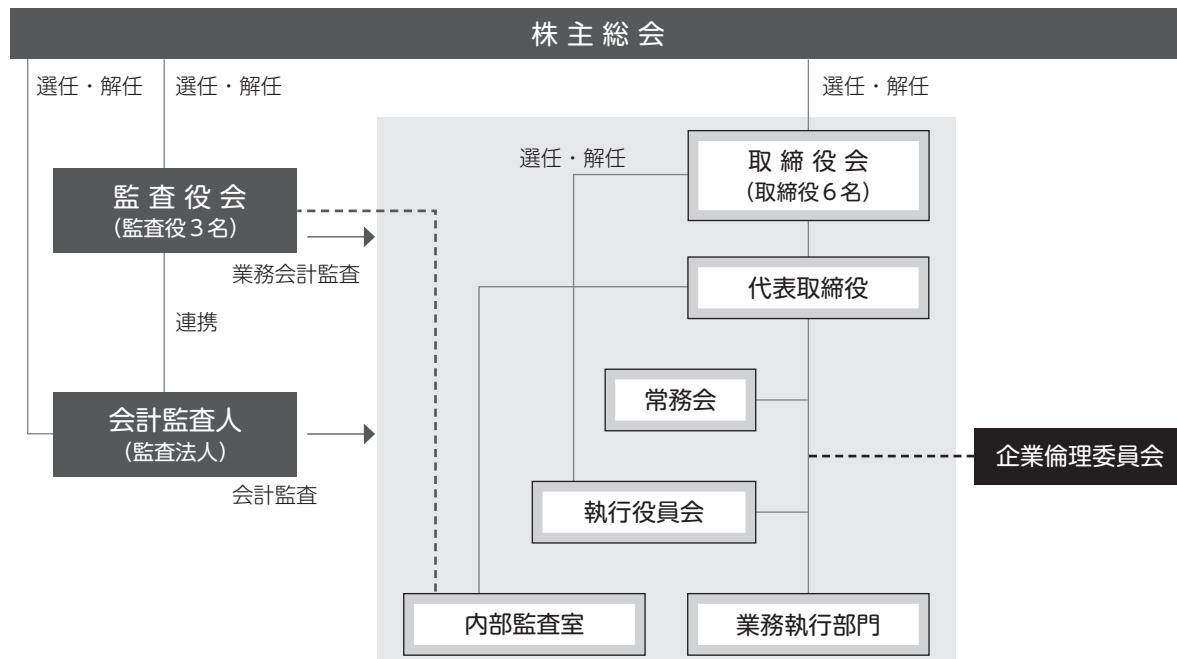
(1) 基本的な考え方

当社は、迅速で適正な意思決定、経営の透明性・健全性を確立し、社会の信頼を得るためにはコーポレート・ガバナンス体制の充実が重要課題であると認識し、コーポレート・ガバナンス体制の整備と適切な運用を図ることで企業価値の向上に努めます。

(2) 基本方針

1. 株主の権利を尊重し、平等性の確保に努めます。
2. 株主をはじめ様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主との建設的な対話に努めます。

コーポレート・ガバナンス体制の概略図 (2025年3月31日現在)



連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年 4 月 1 日 期 首 残 高 (千円)	2,435,425	1,325,495	12,221,623	△52,314	15,930,229
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△364,916		△364,916
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			429,905		429,905
自 己 株 式 の 取 得				△249,179	△249,179
自 己 株 式 の 処 分		1,086	-	15,545	16,632
自 己 株 式 の 消 却			-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計 (千円)	-	1,086	64,989	△233,634	△167,558
2025年 3 月 31 日 期 末 残 高 (千円)	2,435,425	1,326,582	12,286,612	△285,949	15,762,671

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年 4 月 1 日 期 首 残 高 (千円)	3,568,742	△74,219	503,209	3,997,731	438,559	20,366,521
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△364,916
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						429,905
自 己 株 式 の 取 得						△249,179
自 己 株 式 の 処 分						16,632
自 己 株 式 の 消 却						-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	261,030	49,434	172,056	482,521	38,458	520,980
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計 (千円)	261,030	49,434	172,056	482,521	38,458	353,421
2025年 3 月 31 日 期 末 残 高 (千円)	3,829,772	△24,785	675,265	4,480,253	477,018	20,719,943

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………4社

連結子会社の名称……………東山フェルト(株)、台湾惠爾得(股)、ニップ縫整(株)、
日恵得造紙器材(上海)貿易有限公司

非連結子会社の数……………1社

非連結子会社の名称……………N F ノンウーブン(株)

N F ノンウーブン(株)は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結子会社の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社の数……………1社

非連結子会社の名称……………N F ノンウーブン(株)

持分法を適用していない非連結子会社（N F ノンウーブン(株)）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてみても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾惠爾得(股)及び日恵得造紙器材(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日の3月31日と異なっております。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券 …… その他有価証券（金銭信託債権含む）

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産 …… 商品・製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。（ただし、台湾惠爾得(股)及び日惠得造紙器材(上海)貿易有限公司及び1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。）なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ) 事故関連損失引当金

子会社で発生した事故に関連した原状回復費用を個別に見積もった額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

(イ) フェルト事業

フェルト事業においては、主に紙・パルプ用フェルト及び工業用フェルトの製造及び販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。具体的には、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っており、当該履行義務は、製品を引き渡し、顧客による製品の検収が完了した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、売上から生じる値引等については、過去の発生率から金額を見積み、変動対価として収益から減額しております。

その他、一部の仕入商品のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(ロ) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業においては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

(ハ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し換算差額は純資産の部のその他の包括利益累計額における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計上基準
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、年金資産の額を控除した額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 未認識数理計算上の差異については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその金額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

- (1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額
 退職給付に係る負債 290,596千円
 退職給付に係る資産 116,167千円
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 退職給付に係る負債の計算に用いられる退職給付債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、退職率等が含まれます。退職給付債務の見積りは、高い不確実性を伴うため、前提条件が実績と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、翌連結会計年度の退職給付債務に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 24,298,173千円
 (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建 物 及 び 構 築 物	116,543千円
土 地	44,349千円
合 計	160,892千円

同上に対する債務額

短期借入金 一千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	18,342,089	—	—	18,342,089

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	182,290千円	10円	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	182,626千円	10円	2024年9月30日	2024年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	177,313千円	10円	2025年3月31日	2025年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入によっております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業部門により取引先の業況、信用状況を随時収集する体制をとっております。外貨建ての営業債権については、為替変動のリスクがありますが、外貨建て取引はグループ全体の取引の一部のため、影響は軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、金銭信託債権及び株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金を短期借入金で調達しております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成し、各担当者が各月ごとに債務の状況を把握し管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) リース投資資産	326,272	301,609	△24,663
(2) 有価証券	399,990	399,990	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	8,225,825	8,225,825	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」は現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(3)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	6,755

(注3) (3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,141,264千円	2,588,462千円	5,552,801千円
	債 券	-千円	-千円	-千円
	そ の 他	-千円	-千円	-千円
	小 計	8,141,264千円	2,588,462千円	5,552,801千円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	84,561千円	87,190千円	△2,629千円
	債 券	-千円	-千円	-千円
	そ の 他	-千円	-千円	-千円
	小 計	84,561千円	87,190千円	△2,629千円
合 計		8,225,825千円	2,675,652千円	5,550,172千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	8,225,825	－	－	8,225,825
資産計	8,225,825	－	－	8,225,825

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	－	301,609	－	301,609
有価証券	－	399,990	－	399,990
資産計	－	701,599	－	701,599

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産の時価は、契約時の利率に市場金利等を考慮して、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券の時価は相場価格を用いて評価しております。当社グループが保有している合同運用指定金銭信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する事項

当社グループでは、東京都や埼玉県などにオフィスビル、賃貸駐車場及び賃貸用建物、土地を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
オフィスビル	172,392千円	153,290千円	325,683千円	3,650,000千円
駐車場	26,521千円	-千円	26,521千円	586,000千円
その他	1,760,387千円	△63,790千円	1,696,596千円	5,716,000千円
合計	1,959,301千円	89,499千円	2,048,801千円	9,952,000千円

(注1) 賃貸物件の概要

オフィスビル ……東京都北区の本社ビルの一部を賃貸オフィスとしております。

駐車場 ……埼玉県（蕨市）、静岡県（富士市）に所有する土地を賃貸駐車場としております。

その他 ……東京都及び埼玉県に賃貸用建物及び土地を所有しております。一部の建物についてはリース会計を適用しているため、賃貸等不動産には含めておりません。また埼玉工場の土地の一部を小売事業者に賃貸しております。

(注2) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注3) 当連結会計年度のオフィスビルの増減額は建物の取得による増加と、建物の減価償却費による減少であります。その他の減少額は建物の取得による増加と、建物及び構築物の減価償却費による減少であります。

(注4) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく鑑定金額より算定しております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を種類別及び地域別に分解しております。
分解した情報と報告セグメントの関係は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	フェルト事業	不動産賃貸事業	計		
種類別売上高					
紙・パルプ用フェルト	7,591,099	—	7,591,099	—	7,591,099
工業用その他	1,493,864	—	1,493,864	—	1,493,864
地域別売上高					
日本	7,321,637	—	7,321,637	—	7,321,637
アジア	1,754,319	—	1,754,319	—	1,754,319
その他の地域	9,006	—	9,006	—	9,006
顧客との契約から生じる収益	9,084,963	—	9,084,963	—	9,084,963
その他の収益	—	614,473	614,473	—	614,473
外部顧客への売上高	9,084,963	614,473	9,699,437	—	9,699,437

(注) 地域別売上高における国又は地域の区分は地理的近接度によっております。
アジアに属する主な国又は地域は台湾・中国・インドネシア・韓国であります。
その他の地域に属する国又は地域はアメリカであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,282,602千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,643,395
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	28,399
契約負債（期末残高）	27,728

(注) 契約負債は連結貸借対照表上、「流動負債その他」に含まれております。

契約負債は、主に、フェルト事業において検収又は出荷時に収益を認識する製品販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、26,870千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,141円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円84銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	千円	負債の部	千円
流動資産	9,613,759	流動負債	2,479,033
現金及び預金	2,436,546	支払手形	101,782
受取手形	377,058	買掛金	511,019
売掛金	3,073,819	短期借入金	800,000
リース投資資産	326,272	未払金	245,109
有価証券	399,990	未払法人税等	75,169
商品及び製品	1,287,642	未払消費税等	44,714
仕掛品	881,101	未払費用	514,762
原材料及び貯蔵品	736,959	役員賞与引当金	20,000
前払費用	26,777	設備関係支払手形	28,796
その他の流動資産	96,610	その他の流動負債	137,678
貸倒引当金	△29,017	固定負債	2,497,961
固定資産	13,883,990	繰延税金負債	1,033,200
(有形固定資産)	(4,955,512)	退職給付引当金	1,110,152
建物	2,368,671	受入保証金	354,609
構築物	113,298	負債合計	4,976,995
機械装置	547,925	純資産の部	
車両運搬具	12,743	株主資本	14,694,188
工具、器具及び備品	123,795	資本金	2,435,425
土地	1,185,743	資本剰余金	1,326,582
建設仮勘定	603,333	資本準備金	1,325,495
(無形固定資産)	(17,844)	その他資本剰余金	1,086
ソフトウェア	12,124	利益剰余金	11,218,130
その他の無形固定資産	5,720	利益準備金	303,207
(投資その他の資産)	(8,910,634)	その他利益剰余金	10,914,923
投資有価証券	8,217,871	設備改良積立金	130,000
関係会社株式	541,968	固定資産圧縮積立金	159,615
関係会社出資金	12,375	別途積立金	4,978,237
その他の投資	233,847	繰越利益剰余金	5,647,070
貸倒引当金	△95,429	自己株式	△285,949
資産合計	23,497,750	評価・換算差額等	3,826,566
		その他有価証券評価差額金	3,826,566
		純資産合計	18,520,755
		負債純資産合計	23,497,750

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	8,923,429
売上原価	6,155,563
売上総利益	2,767,865
販売費及び一般管理費	2,551,520
営業利益	216,344
営業外収益	(356,324)
受取利息及び受取配当金	295,236
その他	61,087
営業外費用	(58,838)
支払利息	6,823
その他	52,014
経常利益	513,830
特別利益	(124,924)
投資有価証券売却益	124,924
税引前当期純利益	638,754
法人税、住民税及び事業税	120,000
法人税等調整額	14,900
当期純利益	503,854

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
		資本準備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
2024年4月1日期首残高 (千円)	2,435,425	1,325,495	—	303,207	10,775,984	△52,314	14,787,798	3,564,670	18,352,468
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮 積立金の取崩					—		—		—
剰余金の配当					△364,916		△364,916		△364,916
当期純利益					503,854		503,854		503,854
自己株式の取得						△249,179	△249,179		△249,179
自己株式の処分			1,086		—	15,545	16,632		16,632
自己株式の消却					—	—	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								261,896	261,896
事業年度中の変動額合計(千円)	—	—	1,086	—	138,938	△233,634	△93,609	261,896	168,286
2025年3月31日期末残高 (千円)	2,435,425	1,325,495	1,086	303,207	10,914,923	△285,949	14,694,188	3,826,566	18,520,755

(注) その他利益剰余金の内訳

	設備改良積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2024年4月1日期首残高 (千円)	130,000	166,097	4,978,237	5,501,649	10,775,984
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		△6,482		6,482	—
剰余金の配当				△364,916	△364,916
当期純利益				503,854	503,854
自己株式の処分				—	—
自己株式の消却				—	—
事業年度中の 変動額合計 (千円)	—	△6,482	—	145,420	138,938
2025年3月31日期末残高 (千円)	130,000	159,615	4,978,237	5,647,070	10,914,923

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
子会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券（金銭信託債権含む）
市場価格のない株式等以外のもの
……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
商品・製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。）なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① フェルト事業

フェルト事業においては、主に紙・パルプ用フェルト及び工業用フェルトの製造及び販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。具体的には、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っており、当該履行義務は、製品を引き渡し、顧客による製品の検収が完了した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、売上から生じる値引等については、過去の発生率から金額を見積り、変動対価として収益から減額しております。

その他、一部の仕入商品のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業においては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

③ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその金額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

退職給付引当金 1,110,152千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

退職給付引当金の計算に用いられる退職給付債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、退職率等が含まれます。退職給付債務の見積りは、高い不確実性を伴うため、前提条件が実績と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、翌事業年度の退職給付債務に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	18,299,683千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	9,881千円
関係会社に対する短期金銭債務	61,492千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 仕入高	570,466千円
(2) 販売費及び一般管理費	150,063千円
(3) 営業取引以外の取引高	89,116千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	113,077	531,300	33,600	610,777

(注) 1.自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得531,300株による増加分でありま
す。

2.自己株式の数の減少は、取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処
分33,600株による減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
退職給付引当金超過額	515,800
未払従業員賞与	115,100
ゴルフ会員権評価損	13,100
未払事業税等	11,900
投資有価証券評価損	30,400
その他	155,100
繰延税金資産小計	841,400
評価性引当額	△73,500
繰延税金資産合計	767,900
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△74,000
其他有価証券評価差額金	△1,718,600
その他	△8,500
繰延税金負債合計	△1,801,100
繰延税金負債の純額	△1,033,200

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,044円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	27円94銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

日本フェルト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 田村 俊之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武田 朝子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本フェルト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上